

事務費規程

7

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人伊達市シルバー人材センター(以下「センター」という。)が仕事の発注者より徴収する事務費に関し、必要な事項を定める。

(事務費の徴収)

第2条 事務費は、センターが取り扱う仕事の引き受けと、それを実際に行う会員への仕事の提供に要する諸経費として仕事の見積り総額に含めるものとし、仕事が完了した都度センターが徴収する。

(事務費の額)

第3条 事務費の額は、受注額(配分金に相当する見積額)のおおむね5パーセントから20パーセントとし、理事会において定める。

(事務費の用途)

第4条 事務費は、センターの事業を遂行するための経費に充てる。

(委 任)

第5条 この規程に関して必要な事項は、理事会で定める。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会において決定し、総会に報告するものとする。

附 則

この規程は、公益社団法人伊達市シルバー人材センター設立登記の日から施行する。

令和4年10月28日改正

この規程は、令和5年4月1日から施行する。